

## 介護職員処遇改善加算について

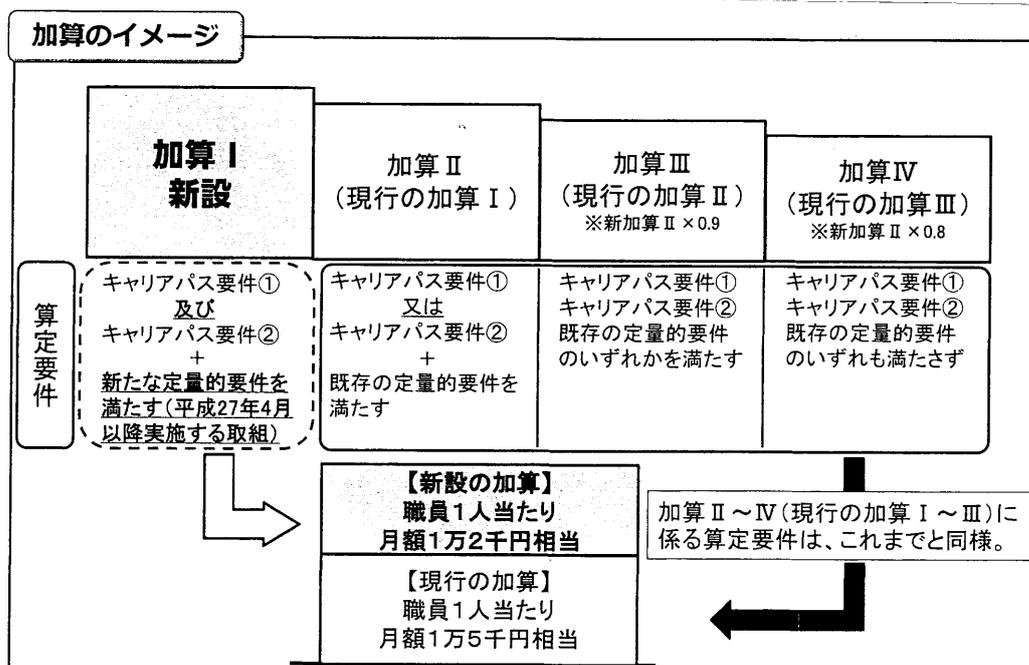
## 1 報酬改定に伴う区分の創設について

## (1) 概要

2015年度（平成27年度）の報酬改定に伴い、介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上乘せ評価を行うための区分が創設されます。

## (2) 算定区分と算定要件

新たな区分の創設に伴い、以下のように要件と区分が変更になります。



※社会保障審議会介護給付費分科会（H27.2.6）資料から抜粋

## (3) 留意事項

当該加算は、介護職員の安定的確保と資質の向上を図るためのものです。加算の趣旨を踏まえ、適切な運用に取り組んでください。

※ 算定要件等

（１） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ② 指定事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。）に届け出ていること。
- ③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- ④ 当該指定事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- ⑤ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- ⑥ 当該指定事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - （一） 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
  - （二） （一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - （三） 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
  - （四） （三）について、全ての介護職員に周知していること。
- ⑧ 平成二十七年四月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

（２） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① （１）①から⑥までに掲げる基準に適合すること。

② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

③ 平成二十年十月から（１）②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（１）①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ（２）②又は③に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（１）①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

<サービス別加算率> (介護職員処遇改善加算)

サービス	加算 (I)	加算 (II)
(介護予防) 訪問介護	8.6%	4.8%
(介護予防) 訪問入浴介護	3.4%	1.9%
(介護予防) 通所介護	4.0%	2.2%
(介護予防) 通所リハビリテーション	3.4%	1.9%
(介護予防) 短期入所生活介護	5.9%	3.3%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	2.7%	1.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等)	2.0%	1.1%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%
介護老人福祉施設	5.9%	3.3%
介護老人保健施設	2.7%	1.5%
介護療養型医療施設	2.0%	1.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.6%	4.8%
夜間対応型訪問介護	8.6%	4.8%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	6.8%	3.8%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	7.6%	4.2%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	8.3%	4.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%
地域密着型介護老人福祉施設	5.9%	3.3%
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	7.6%	4.2%

※ (Ⅲ) は (Ⅱ) の 90%、(Ⅳ) は (Ⅱ) の 80%を算定

(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 居宅療養管理指導、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援については加算算定対象外。

## 2 2014年度（平成26年度）介護職員処遇改善実績報告書について

今年度、介護職員処遇改善加算を算定した事業所・施設は、2015年（平成27年）7月末日までに、「介護職員処遇改善実績報告書」を作成し、各指定権者へ提出してください。当該報告書の提出がない場合は、不正請求として全額返還となりますのでご注意ください。

なお、当該報告書は少なくとも2年間保存してください。

実績報告書の様式及び記載例を福山市ホームページに掲載していますので、実績報告書の作成の参考としてください。

### 《2014年度（平成26年度）介護職員処遇改善実績報告書における主な確認事項》

- (1) 介護職員処遇改善加算総額については、2014年（平成26年）4月から2015年（平成27年）3月までの介護サービスに対する加算受給総額を記載する。

○区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額については、内訳が分かるように記載してください（網掛け部分）。

（例）

①	2014年度（平成26年度）分介護職員処遇改善加算総額	1,000,000円 (内50,000円)
---	-----------------------------	--------------------------

○法人一括で計画を作成し、介護職員処遇改善加算を他都道府県の事業所・施設へ充当等する場合、当該充当額を反映させた額を記載してください。

（例）広島県の事業所・施設の加算総額が1,000,000円で、岡山県の事業所・施設へ50,000円充当する場合

①	2014年度（平成26年度）分介護職員処遇改善加算総額	950,000円
---	-----------------------------	----------

○月遅れ請求により2015年（平成27年）5月以降に報酬請求するものは、2015年度（平成27年度）分の介護職員処遇改善加算総額に含めてください。

- (2) 賃金改善実施期間は、介護職員へ賃金改善を行った連続した12ヶ月間を記載します（算定期間が1年未満の場合、賃金改善実施期間は加算の算定月数と同じ月数となります）。原則、先に提出した「介護職員処遇改善計画書」に記入した「賃金改善実施期間」と同じ期間となりますが、期間が変更となる場合は、変更届を提出してください。

- (3) 介護職員常勤換算数は、賃金改善実施期間における総数を記載します。賃金改善実施期間が、2014年（平成26年）4月から2015年（平成27年）3月までの場合は、当該期間中の総数となります。

(例) 常勤職員が毎月 10 人従事する場合  $10(\text{人}) \times 12(\text{月}) = 120(\text{人})$

(4) 賃金改善の概要について、職員の増員や研修参加費は、賃金改善に含まれません。  
賃金改善項目については、金額の明示をお願いします。

また、賃金改善額が一律でない場合は、必ず積算資料の提出をお願いします。

(例) 夜勤手当 (一回あたり) 2,000 円

賞与 (常勤換算あたり) 50,000 円 ※積算資料の添付が必要です。